



宮監公表第1号
令和2年1月30日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷 欣也
荒木 敏
前本 尚
谷口 真理子



定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
都市整備部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和元年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：都市整備部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(都市計画課)</p> <p>①令和元年度定期刊行物購読に係る執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書について、継続して購読しているにもかかわらず実査日(令和元年10月7日)において起票されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・日経アーキテクチュア・日経コンストラクション・ガバナンス <p>(公園緑地課)</p> <p>①平成30年度及び令和元年度の公園占用許可に係る使用料の減免について、部長の専決であるにもかかわらず課長専決としていた(平成30年度：12件、令和元年度：9件)。</p> <p>②平成30年度委託料について、執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起票・決裁がないまま業者に依頼し、これらの書類を日付を遡って出納整理期間に起票していた(3件)。</p> <ul style="list-style-type: none">・出水口公園南側倒木伐採等業務委託(執行伺額：498,960円) 委託期間：平成30年10月2日から平成30年10月26日・出水口公園北側倒木伐採等業務委託(執行伺額：498,960円) 委託期間：平成30年10月3日から平成30年10月26日・出水口公園西側倒木伐採等業務委託(執行伺額：498,960円) 委託期間：平成30年10月4日から平成30年10月26日	<p>①本件は、年度替りににおける事務引継が徹底されていなかったため発生したことから、年度末に作成している事務事業の懸案事項、未処理事項調書に翌年度早期に契約すべき継続購読や債務負担の案件についても記載し、事務引継の徹底を図り、適正な契約事務を行う。</p> <p>①指摘以降、宮崎市事務決裁規程に基づき適正な事務処理に努めておりますが、同規程では、許可に関することは課長専決、減免に関することは部長専決と専決区分が異なるため、今後は、関係部局と調整を図り、課長専決に統一出来ないか検討を行います。</p> <p>②台風による災害復旧作業を緊急的に実施したため起票が遅れたものですが、今後は、緊急を要する場合の業務委託の事務手続きを明確にするため、関係部局と調整を図りながら、緊急業務委託事務取扱要綱の制定を含め、検討を行います。</p>

(市街地整備課)

①令和元年度の消耗品（PPC用紙）購入について、発注後に執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書を起案・決裁し、執行しているものがあった。

②令和元年度の切手購入に係る資金前渡金（25,066円：平成31年4月25日支払）について、財務規則に「直ちに支払を要する場合または特別の理由がある場合を除きその資金を確実な金融機関に預け入れなければならない。」と規定されているにもかかわらず、4月25日購入後の残金（58円）を次回の購入時（7月11日）まで金融機関に預けることなく金庫に保管していた。

③行政財産目的外使用について、次のような不備があった。
ア 平成29年度の九州電力株式会社宮崎配電事業所への第二種電柱等に係る使用許可（申請期間：平成30年3月許可日から平成30年3月31日）について、宮崎市公有財産規則に「行政財産の目的外使用許可を受けようとする者に申請書を提出させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、使用期間終了後の平成30年4月10日に申請書を受理し、許可していた。正しくは平成29年度の収入とすべきところ、申請書の提出された平成30年度の収入としていた。

また、平成30年度の更新について、継続して使用させる場合には、前年度3月末までに許可すべきところ、平成30年4月10日に申請書を受理し許可していた。

イ 令和元年度の西日本電信電話株式会社宮崎支店の第一種電話柱に係る使用料について、平成31年4月1日の条例改正により占用料の算定が変更され、1本につき630円を徴収すべきところ、従前の例により、620円で算定し徴収していた（2件）。

・第一種電話柱【正】630円×1本＝630円
【誤】620円×1本＝620円

(景観課)

①平成30年度郷土の名木現況調査業務委託に係る執行伺書の支出区分について、業者への前払金が発生する業務内容から、工事前払金ありとすべきところ、前金払としていた。また、執行伺書に添付された委託契約書（案）に工事前払金の記載がなかった。

①FAXによる発注にあたって決裁を受けた上での対応とするとともに、決裁者において確実に負担行為書の起案日と整合をチェックする。

②切手や金庫については、複数による管理帳簿のチェック体制を強化する。なお、今後の切手の購入に関しては、他の消耗品同様に資金前渡を伴わない店舗からの購入とし、不要な資金前渡を行わないこととする。

③行政財産目的外使用にあたっては、事前の申請対応の徹底を図ることとする。

また、使用料の改定にあたっては、特に前年度末に締結を行う年度間を通じた案件について、条例内容のチェック体制を強化し、使用期間における算定として処理することに努める。徴収金額の不足については、改めて徴収する。

①今後、財務規則に基づき適正な支払い方法の設定に努めるとともに、複数人による記載内容のチェックを行う事で確実な委託契約書への記載反映に努める。

②平成30年度の365日誕生花カレンダー代(1月18日受領)について、領収証を発行しているものの、領収証(控)に金額の記載がなかった(1件)。

③平成30年度の賞賜金に係る資金前渡金(36,000円)について、財務規則に「直ちに支払を要する場合又は特別の理由がある場合を除き、その資金を確実な金融機関に預け入れなければならない」と規定されているにもかかわらず、27日間課内の鍵付き金庫で保管していた。

(資金前渡支払日 平成30年10月17日

資金前渡金通帳払戻日 平成30年10月17日

賞賜金に係る商品券購入日 平成30年11月12日)

②今後、複数人による記載内容のチェックを行う事で記載漏れ等を防ぐ。

③今後、資金前渡時にはチェックリストによる現金保管期間の確認を行うとともに、財務規則に基づき、適切な現金管理に努める。

令和2年1月9日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷

正 印

